

事 務 連 絡  
令和4年1月17日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 生産活動拡大支援事業に係るQ&Aについて

平素より、障害保健福祉行政に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

令和3年度補正予算において予算措置した「生産活動拡大支援事業」については、「生産活動拡大支援事業の実施について」（令和3年12月23日付障発1223第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）にて実施要綱をお示ししたところですが、今般、別紙のとおり、当該事業に係るQ&Aを作成しましたので、事業実施にあたって参考としていただきますようお願い申し上げます。

問1 生産活動を行っている就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターは対象とならないのか。

(答)

対象とならない。

本事業は、生産活動に係る平均工賃等を障害福祉サービスの基本報酬の算定指標としている就労継続支援事業所を重点的に支援することを目的としている。

問2 多機能型事業所で就労継続支援A型とB型を運営している場合、それぞれのサービス毎に申請することは可能か。

(答)

可能である。

問3 「他の経営支援策」に「事業復活支援金」や「ものづくり補助金」は含まれるか。

(答)

「他の経営支援策」の判断基準としては、その事業の目的が本事業と重複しているか、という点に着目して判断いただきたい。

ご質問の例の場合だと、「事業復活支援金」は「他の経営支援策」に含めて差し支えないが、「ものづくり補助金」については、その具体的な補助内容が新型コロナウイルス感染症の影響への対応かどうかにより判断いただくことになる。

問4 「他の経営支援策」に「生産活動活性化支援事業」や「持続化給付金」など昨年度の事業は含まれるか。

(答)

含まれない。

問5 「他の経営支援策」に自治体の単独事業は含まれるか。

(答)

ここでいう「他の経営支援策」とは、国の支援策のことを指しているため、一義的には自治体の単独事業は含まれないものの、本取扱の趣旨に鑑み、本事業と支援内容が重複すると実施主体が認める場合には、自治体の単独事業を含めて差し支えない。

問6 対象となる事業所について、「(報告対象年度分の)工賃実績を都道府県等に報告していること」とあるが、報告対象年度分とは令和2年度も含むのか。

(答)

令和2年度分も含まれる。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度分の工賃実績が未報告である事業所であって、本事業の申請と併せて工賃実績を報告した場合は、「報告している」とものとして取り扱って差し支えない。

問7 令和3年4月以降の減収状況ということだが、いつまでの月が対象か。

(答)

年度内の月であれば対象にして差し支えない。

問8 生産活動収入の減収が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響によるものであることをどのように判断するのか。事業所からの申告により判断して良いか。

(答)

申請書の記載内容のほか、例えば、必要に応じ、事業所に決算書、売上帳簿(の写し)等の提出、提示を求め、その内容を確認するなどにより判断されたい。

問9 生産活動収入とは就労支援事業会計の就労支援事業収益を指すのか。

(答)

貴見のとおり。

問10 事業所が休業していた場合においても助成することは可能か。

(答)

要件に該当すれば可能である。

問11 就労継続支援A型事業所で利用者等が休業しており、雇用調整助成金が支給されている場合においても本事業の対象として良いか

(答)

支給要件を満たせば対象である。

なお、雇用調整助成金は、休業手当に要した費用を助成する制度であるが、本事業は人件費を助成の対象としておらず、雇用調整助成金とは支援内容が異なるため併給調整は行わないものである。

問12 対象となる費用について、「通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用」とあるが、駅のコンコースやショッピングモールの催事場への出店など、実店舗の場合でも対象となるか。

(答)

対象となる。

ただし、「新たな販路拡大」が対象となるため、以前から定期的に出店して

いるような場合は対象にならないため留意すること。

問 13 対象となる費用について、「生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用」とあるが、マスクや消毒液等の衛生用品も対象となるか。

(答)

マスクや消毒液等の衛生用品に係る購入経費については「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」等においても支援しているため対象とならない。

「生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用」の判断基準としては、以下のとおりである。

- ①生産活動に係るものであること
- ②マスク・消毒液等の消耗品でないこと
- ③備品であっても「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」で支援を受けていないこと

対象となる費用の例としては、飲食店における客席間のパーティションの設置や来客用の消毒液噴霧器・自動検温器の設置、通所を控え在宅で生産活動を行うためのICT機器の導入などが考えられる。

問 14 基準額の具体的な算出方法をご教示いただきたい。

(答)

別添を参照されたい。

問 15 算出式における「事業年度」について、事業所の事業年度が4月から翌年の3月でない場合、当該事業所の事業年度で算出するのか。

(答)

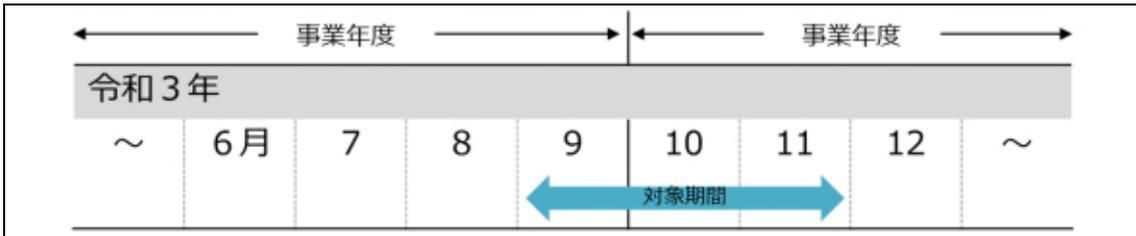
貴見のとおり。

問 16 「(1)対象となる事業所」の要件③ア又はイの両方の要件を満たす場合においては算出額が大きい方で判断することとして良いか。

(答)

差し支えない。

問 17 「(1)対象となる事業所」の要件③イの対象期間について、例えば、事業年度が10月から開始される事業所の対象期間が事業年度をまたいでいる場合、算出式の「前々年同期間を含む事業年度」は、平成30年10月から令和元年9月までの事業年度と、令和元年10月から令和2年9月までの事業年度のどちらを指すのか。



(答)

前者である。算出式の「事業年度」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない事業年度を想定している。

問 18 1 法人あたりの上限は 120 万円となっているが、同一法人内で5ヶ所以上の事業所が対象となる場合においては、基準額をどのように考えるのか。

(答)

各事業所の基準額を算出した上で、申請額の合計が120万円以内に収まるよう法人内で調整することを想定している。

問 19 各自治体の財源において対象を拡大することや助成額を増やすことは可能か。

(答)

可能である。

### 基準額の算出例（イメージ）

※いずれの例も4月から翌年の3月までを事業年度としている。

#### 例1）実施要綱3（1）③ア（ア）に該当する場合・・・

【生産活動収入の状況】

(単位：万円)

令和元年度	令和元年（平成31年）									令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	40	60	50	50	40	30	60	40	50	40	30
(令和2年度)	・・・											
令和3年度	令和3年									令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	40	20	40	50	30	50	30			
前々年同月比	▲40%	▲25%	▲33%	▲60%	▲20%	+25%	0%	▲17%	▲25%			

算出式：540万円（令和元年度収入）-20万円（対象月の収入）×12 = **300万円（算出額）**

対象費用	算出額	基準額
(2) ①の費用	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2) ②～④の費用	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

基準額	
(2) ①の費用	15万円
(2) ②～④の費用	5万円

#### 例2）実施要綱3（1）③ア（イ）に該当する場合・・・

【生産活動収入の状況】

(単位：万円)

令和元年度	令和元年（平成31年）									令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
							30	50	40	50	40	20
(令和2年度)	・・・											
令和3年度	令和3年									令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	40	20	40	50	30	50	30			
前々年同月比	-	-	-	-	-	-	0%	0%	▲25%			
令和元年10～12月平均収入比	▲25%	▲25%	0%	▲50%	0%	+25%	-	-	-			

算出式：40万円（令和元年10～12月平均収入）×12-20万円（対象月の収入）×12 = **240万円（算出額）**

対象費用	算出額	基準額
(2) ①の費用	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2) ②～④の費用	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

基準額	
(2) ①の費用	15万円
(2) ②～④の費用	5万円

## 例3) 実施要綱3 (1) ③ア (ウ) に該当する場合・・・

[生産活動収入の状況]

(単位: 万円)

令和元年度	令和元年 (平成31年)										令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
											4	3	5
(令和2年度)	...												
令和3年度	令和3年									令和4年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	5	3	4	2	3	5	4	3	3	3			
前々年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲25%			
令和元年度平均月収比	+25%	▲25%	0%	▲50%	▲25%	+25%	0%	▲25%	▲25%	-			

算出式: 4万円 (令和元年度平均月収) × 12 - 2万円 (対象月の収入) × 12 =

24万円  
(算出額)

対象費用	算出額	基準額
(2) ①の費用	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2) ②~④の費用	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

基準額	
(2) ①の費用	15万円
(2) ②~④の費用	5万円

## 例4) 実施要綱3 (1) ③イ (ア) に該当する場合・・・

[生産活動収入の状況]

(単位: 万円)

令和元年度	令和元年 (平成31年)										令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	40	60	50	50	40	30	60	40	50	40	30	
(令和2年度)	...												
令和3年度	令和3年									令和4年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	30	40	40	30	40	50	30	50	30				
前々年同月比	▲40%	0%	▲33%	▲40%	▲20%	+25%	0%	▲17%	▲25%				
前々年同期比			▲31%										

算出式: 540万円 (令和元年度収入) - 110万円 (対象期間の収入) ÷ 3 × 12 =

100万円  
(算出額)

対象費用	算出額	基準額
(2) ①の費用	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2) ②~④の費用	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

基準額	
(2) ①の費用	15万円
(2) ②~④の費用	5万円

**例5) 実施要綱3(1)③イ(イ)に該当する場合・・・**

[生産活動収入の状況]

(単位:万円)

令和元年度	令和元年(平成31年)									令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
							30	50	40	50	40	30
(令和2年度)	...											
令和3年度	令和3年									令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	40	25	30	25	50	30	50	30			
前々年同月比	-	-	-	-	-	-	0%	0%	▲25%			
令和元年10~12月収入比	▲33%											

算出式: 40万円(令和元年10~12月平均収入) × 12 - 80万円(対象期間の収入) ÷ 3 × 12 =

**160万円**  
(算出額)

対象費用	算出額	基準額
(2)①の費用	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2)②~④の費用	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

基準額	
(2)①の費用	<b>15万円</b>
(2)②~④の費用	<b>5万円</b>

**例6) 実施要綱3(1)③イ(ウ)に該当する場合・・・**

[生産活動収入の状況]

(単位:万円)

令和元年度	令和元年(平成31年)									令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
										4	3	5
(令和2年度)	...											
令和3年度	令和3年									令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	5	4	2.5	3	2.5	5	4	3	3	3		
前々年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲25%		
令和2年1~3月収入比	▲33%											

算出式: 4万円(令和2年1~3月平均収入) × 12 - 8万円(対象期間の収入) ÷ 3 × 12 =

**16万円**  
(算出額)

対象費用	算出額	基準額
(2)①の費用	15万円以上	15万円
	15万円未満	当該算出額
(2)②~④の費用	5万円以上	5万円
	5万円未満	当該算出額

基準額	
(2)①の費用	<b>15万円</b>
(2)②~④の費用	<b>5万円</b>